

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）附則第5条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗を設置している者から変更事項の届出があった。

令和4年9月13日

県南広域振興局長 永井 榮一

1 届出事項の概要

(1) 届出者の氏名又は名称 株式会社クスリのアオキ

(2) 大規模小売店舗の名称及び所在地 (仮称) クスリのアオキ摺沢店 一関市大東町摺沢字新右エ門土手7番地1ほか

(3) 変更しようとする事項

ア 駐車場の位置及び収容台数

イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

ウ 来客が駐車場を利用することができる時間帯

エ 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

(4) 変更する年月日 令和5年2月15日及び同年4月30日

2 届出年月日 令和4年8月29日

3 縦覧場所 県南広域振興局経営企画部及び一関市役所